



つくばみらい市告示第 86 号

狂犬病予防注射、犬の登録及び予防注射済票の登録手数料を委託徴収するので、地方自治法施行令第158条第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和5年4月1日

つくばみらい市長 小田川 浩



記

1. 委託徴収をする期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

2. 委託徴収先

つくばみらい市下小目171 トヨシマ動物病院 豊島 孝

つくばみらい市中平柳1118-2 伊奈動物病院 古谷野 昇

つくばみらい市高岡115-10 高岡どうぶつ病院 楠原 美和

つくばみらい市紫峰ヶ丘2-4-7 紫峰ヶ丘動物病院 筒井 純子